

知立市日本語学習支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国にルーツを持つ児童生徒の健全な育成のために実施する日本語学習支援教室（以下「教室」という。）の運営に対し、予算の範囲内において交付する知立市日本語学習支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則(昭和46年知立市規則第25号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「日本語指導者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 1年以上日本語の教育若しくは研究に従事したことがある者又は1年以上日本語ボランティアの経験がある者
- (2) 学校で教師等として教育を担当した経験がある者
- (3) 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- (4) 文化庁作成の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める420時間以上の養成講座を修了した者
- (5) 大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において日本語教育に関する主専攻（関係科目45単位以上）を修了し、卒業した者
- (6) 大学において日本語教育に関する科目（関係科目26単位以上）を修得し、卒業した者

2 この要綱において「外国人児童生徒」とは、家庭での言語が日本語でない等の理由から日本語の学習支援を必要としている児童生徒で、小学校に就学する年の1年前から高校3年生までの外国にルーツを持つものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第1号から第4号までのいずれにも該当する教室を運営する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、第5号から第9号までのいずれにも該当するものとする。

- (1) 知立市内で開催する教室であること。

- (2) 5人以上の外国人児童生徒を対象とし、かつ、外国人児童生徒1人につき週1回以上の日本語の指導を行う教室であること。
 - (3) 開催する曜日及び時間、対象とする外国人児童生徒、指導の内容等を明記したカリキュラムがある教室であること。
 - (4) 日本語の指導を行う者を外国人児童生徒5人につき1人以上配置する教室であること。
 - (5) 日本語指導者を1人以上有すること。
 - (6) 法人等の活動に関する規約があること。
 - (7) 法人等の代表者及び会計責任者の定めがあること。
 - (8) 法人等の年間の収支が明瞭であること。
 - (9) 政治、宗教又は営利を目的とする法人等でないこと。
- 2 災害その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、前項第2号の要件を緩和することができる。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が運営する教室において実施する外国人児童生徒を対象とした学習支援事業、進路相談事業その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受ける事業において、国及び他の地方自治体から補助金その他の助成を受けている場合は、補助対象事業としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、教室に在籍する外国人児童生徒の月ごとの延べ人数に応じ、別表に定める教室運営基礎額と人数割額の合計額とする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、日本語学習支援補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) 日本語指導者調査票（様式第4）
- (4) 事業計画書
- (5) 法人等の規約

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに日本語学習支援補助金交付決定通知書（様式第5）により申請者（以下「補助事業者」という。）に通知しなければならない。

(補助事業の中止・変更)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定通知を受けた後において補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止しようとする場合は、速やかに市長に日本語学習支援補助金変更交付申請書（様式第6）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の交付の変更申請を受けたときは、その内容を審査し、承認するときは日本語学習支援補助金変更交付決定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の完了後30日以内又は当該年度3月末日のいずれか早い日までに日本語学習支援実績報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第9）

(2) 在籍生徒数集計表（様式第10）

(3) 日本語学習支援補助金請求書（様式第11）

(補助金の交付及び精算)

第10条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付の目的を達するため、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を前渡しすることができる。

3 前項の規定により補助金の前渡しを受けた補助事業者は、実績報告書を提出した時点において、前渡しを受けた補助金に不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	在籍する外国人児童生徒の月ごとの延べ人数	補助金の額
教室運営基礎額	240人未満	84,000円
	240人以上	156,000円
人数割額	在籍する外国人児童生徒1人につき2,000円	